

## 付記 1 （隣接県の隣接する学区・地域からの志願）

隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は次のとおりとする。

- 1 埼玉県、栃木県の隣接する学区・地域からの出願については、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」（資料 2、54 ページ）及び同協定の細部協定に基づき、隣接する学区・地域として指定された学区・地域内の高等学校とする。茨城県についても同様に扱うものとする。  
なお、細部協定については、平成 25 年 11 月中を目途に締結される予定であるので、志願を予定している高等学校等に問い合わせることとする。
- 2 出願に伴う提出書類等については、次のとおりとする。
  - (1) 入学願書  
本県所定の用紙とし、用紙は志願を予定している高等学校又は群馬県教育委員会に請求する。
  - (2) 志願理由書（全日制課程前期選抜及びフレックススクール前期選抜のみ）  
本県所定の様式とする。
  - (3) 調査書  
本県所定の様式とする。
  - (4) 成績一覧表  
生徒が居住している県の県立高等学校を受検する際に必要としている成績一覧表等を提出するものとする。ただし、再募集（全日制課程、フレックススクール及び定時制課程）の際は、提出は不要とする。
  - (5) 併願しない証明  
本県以外の公立高等学校に出願しない旨の中学校長の証明とし、様式は特に定めていない。

## 付記 2 （県外居住者の一家転住等の特別な事情）

県外居住者で、一家転住等の特別な事情がある場合は次のとおりとする。

- 1 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校に出願しようとする者は、その事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願承認申請書」（様式 10、45 ページ）を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出し、入学願書等受付期間以前に志願先高等学校長の承認を得なければならない。ただし、保護者の転勤に伴う一家転住で、転居先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として処理することができる。
- 2 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願承認申請書」が提出された場合には、その可否について速やかに中学校長を経由して当該者に通知する。なお、通知書の様式は特に定めていない。
- 3 事由を証明する資料については、次のうちいずれか一つとする。
  - (1) 入学時までには新築した住宅に一家転住する場合は、建築許可に関する書類の写し
  - (2) 入学時までには賃貸住宅等に一家転住する場合は、賃貸契約を証明する書類の写し
  - (3) 入学時までには保護者の転勤が明らかで、転居先が未定の場合については、保護者の所属長の転勤証明書（写しも可）
  - (4) その他やむを得ない事情がある場合は、その事由を証明するもの

4 出願に伴う提出書類等については、次のとおりとする。

(1) 入学願書

本県所定の用紙とし、用紙は志願を予定している高等学校又は群馬県教育委員会に請求する。

(2) 志願理由書（全日制課程前期選抜及びフレックススクール前期選抜のみ）

本県所定の様式とする。

(3) 調査書

本県所定の様式とする。

(4) 成績一覧表

生徒が居住している都道府県の公立高等学校を受検する際に必要としている成績一覧表等を提出するものとする。ただし、再募集（全日制課程、フレックススクール及び定時制課程）の際は、提出は不要とする。

### 付記3 （県外居住者の2月26日以降の保護者の転勤に伴う一家転住による後期選抜等への出願）

県外居住者で、2月26日（水）以降に、保護者の転勤に伴う一家転住が確定し、全日制課程及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は次のとおりとする。

1 応募資格

「第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格」（4ページ～）に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者又は本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者（合格し入学を辞退した者を含む。）

2 入学願書等の受付期間

3月4日（火）午前9時～午後4時、3月5日（水）午前9時～正午に、各高等学校で行う。

3 出願に伴う提出書類等については、次のとおりとする。

(1) 「群馬県公立高等学校出願申請書」（事由を証明する資料を添えるものとする。）

ア 本県以外の公立高等学校に出願していない者は、様式11（46ページ）による。

イ 本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者（合格し入学を辞退した者を含む。）は、様式12（47ページ）による。

(2) 入学願書

本県所定の用紙とし、志願を予定している高等学校又は群馬県教育委員会に請求する。

(3) 調査書

本県所定の様式とする。

(4) 成績一覧表

生徒が居住している都道府県の公立高等学校を受検する際に必要としている成績一覧表等を提出するものとする。

4 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」が提出された場合には、その事由等を審査し、出願者として受け付けるか否かを決定する。

なお、一家転住先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として処理することができる。

## 付記 4 (全日制課程前期選抜等における「合格通知書」等の郵送方法等)

- 1 各中学校長あての「合格通知書」及び「中学校別前期選抜結果一覧」の郵送については、2月19日(水)午前10時から正午までの間に発送の手続を行う。  
また、中学校長が、各高等学校での交付を希望する場合には、出願時に「前期選抜合格通知書等の受領申請書」(様式8-1、41ページ)を提出し、受領の際には「前期選抜合格通知書等の受領書」(様式8-2、42ページ)を持参する。なお、中学校長以外の者が受領する場合には、「前期選抜合格通知書等の受領に係る委任状」(様式8-3、43ページ)も持参する。
- 2 すでに中学校等を卒業している受検生や他都道府県の中学校等からの受検者のうち、合格した者に対しては、本人あてに「合格通知書」を郵送することとし、2月19日(水)午前10時から正午までの間に発送の手続を行う。

## 付記 5 (前期選抜における海外帰国者等入学者選抜)

海外帰国者等のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、前期選抜における海外帰国者等入学者選抜を受けようとする場合は次のとおりとする。

- 1 実施校  
すべての学校・学科等とする。
- 2 募集定員  
定員枠は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、応募状況等によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。
- 3 応募資格  
次の(1)及び(2)に該当する者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外にとどまる場合、身元引受人は県内居住者とする。  
(1) 海外における生活条件として、次のいずれかに該当する者  
ア 保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあつては、原則として、海外での生活が2年以上で、平成24年4月1日以降に帰国した者  
イ 中国等の海外から、原則として平成23年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子  
(2) 学校教育における条件として、次のいずれかに該当する者  
ア 中学校を平成21年3月以降に卒業した者又は平成26年3月に中学校卒業見込みの者  
イ 外国において学校教育における9年の課程を平成21年3月以降に修了した者又は平成26年3月までに修了見込みの者  
ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成21年3月以降に修了した者又は平成26年3月までに修了見込みの者
- 4 出願の制限  
「第2 全日制課程前期選抜 2 出願の制限(1)、(2)、(4)」(2ページ)に準ずる。
- 5 出願手続  
「第2 全日制課程前期選抜 4 出願手続」(2ページ～)に準ずる。ただし、志願者は、入学願書受付期間又はそれ以前に、「海外帰国者等入学者選抜申請書」(様式13、48ページ)及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」(出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。)を志願先の高等学校長に提出する。なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあつては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類(成績等を含むもの)」の提出をもって、「調査書」の提出に代えることができる。

- 6 志願の取消し  
「第2 全日制課程前期選抜 5 志願の取消し」(3ページ)に準ずる。
- 7 検査  
「第2 全日制課程前期選抜 6 検査」(3ページ～)に準ずる。
- 8 選抜方法  
「第2 全日制課程前期選抜 7 選抜方法」(4ページ)に準ずるが、高等学校長は、海外での学習状況等を十分に配慮の上、提出された書類及び検査の結果等を総合して選抜するものとする。
- 9 合格者の発表  
「第2 全日制課程前期選抜 9 合格者の発表」(4ページ)に準ずる。
- 10 選抜日程  
「第2 全日制課程前期選抜 10 選抜日程」(4ページ)に準ずる。
- 11 合格しなかった場合  
「第2 全日制課程前期選抜 11 合格しなかった場合」(4ページ)に準ずる。

## 付記6 (後期選抜における海外帰国者等入学者選抜)

海外帰国者等のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、後期選抜における海外帰国者等入学者選抜を受けようとする場合は次のとおりとする。

- 1 実施校及び募集定員  
「付記5 1 実施校、2 募集定員」(22ページ)に準ずる。
- 2 応募資格  
次の(1)及び(2)に該当する者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外にとどまる場合、身元引受人は県内居住者とする。
  - (1) 海外における生活条件として、次のいずれかに該当する者
    - ア 保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあつては、原則として、海外での生活が2年以上で、平成24年4月1日以降に帰国した者
    - イ 中国等の海外から、原則として平成23年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子
  - (2) 学校教育における条件として、次のいずれかに該当する者
    - ア 中学校を卒業した者又は平成26年3月に中学校卒業見込みの者
    - イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成26年3月までに修了見込みの者
    - ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成26年3月までに修了見込みの者
- 3 出願の制限  
「第3 全日制課程後期選抜 2 出願の制限(1)、(2)、(4)」(5ページ)に準ずる。
- 4 出願手続  
「第3 全日制課程後期選抜 4 出願手続」(5ページ～)に準ずる。ただし、志願者は、入学願書受付期間又はそれ以前に、「海外帰国者等入学者選抜申請書」(様式13、48ページ)及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」(出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。)を志願先の高等学校長に提出する。なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあつては、「当

該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）の提出をもって、「調査書」の提出に代えることができる。

5 志願先の変更

「第3 全日制課程後期選抜 5 志願先の変更」（6ページ）に準ずる。

6 志願の取消し

「第3 全日制課程後期選抜 6 志願の取消し」（6ページ）に準ずる。

7 学力検査等

「第3 全日制課程後期選抜 7 学力検査等」（6ページ～）に準ずるが、学力検査を実施する教科は、「国語」、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「社会」の時間は「作文」（題は各高等学校で準備する。）、「理科」の時間は「面接」（学校によっては英語で行うこともある。）とする。

なお、フレックススクール後期選抜における学力検査等については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

「第3 全日制課程後期選抜 8 選抜方法」（7ページ）に準ずるが、高等学校長は、前記「7 学力検査等」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮の上、提出された書類、学力検査の結果等を総合して選抜を行うものとする。

9 合格者の発表

「第3 全日制課程後期選抜 10 合格者の発表」（8ページ）に準ずる。

10 選抜日程

「第3 全日制課程後期選抜 11 選抜日程」（8ページ）に準ずる。

## 付記7 （2月26日以降の海外帰国者等の後期選抜等への出願）

1 海外帰国者等のうち、2月26日（水）以降に帰国が決まり、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は次のとおりとする。

(1) 応募資格

「第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格」（4ページ～）に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者

(2) 出願手続

「第3 全日制課程後期選抜 4 出願手続（1）、（2）、（3）、（6）」（5ページ～）に準ずるものとするが、入学願書等の受付期間を3月4日（火）午前9時～午後4時、3月5日（水）午前9時～正午とする。

その際、「帰国時期を証明する書類」（パスポートの写し等）及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」を添付するものとする。

2 海外帰国者等のうち、2月26日（水）以降に帰国が決まり、県内に居住又は居住を予定する者が、後期選抜における海外帰国者等入学者選抜に出願しようとする場合は、付記6（23ページ～）に準ずるものとするが、入学願書等の受付期間を3月4日（火）午前9時～午後4時、3月5日（水）午前9時～正午とする。

その際、「海外帰国者等入学者選抜申請書」（様式13、48ページ）に「帰国時期を証明する書類」（パスポートの写し等）及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」を添付するものとする。